

平成23年1月

地域みんなで取り組もう！

～農地・水保全管理支払交付金～

新しい制度が始まります

- 平成19年度から実施してきた「農地・水・環境保全向上対策」について、平成23年度から「農地・水保全管理支払交付金」と名称を変え、支援を拡充します。
- これまで取り組んできた、農地・農業用水等を保全管理する活動や、農村環境の向上のための活動に加え、老朽化が進む農地周りの水路、農道等の長寿命化のための補修・更新等を行う集落に対し追加的に支援します。

集落の手で水路・農道などをより長く使えるようにする活動を支援します



農地・水保全管理支払交付金

農地・農業用水等の資源や環境をめぐる課題

現 状

農村における過疎化・高齢化・混住化等が進行

国民の環境に対する意識の高まり

農業用排水路等の施設の老朽化

課 題

集落機能の低下により、資源の適切な保全管理が困難化

自然環境や景観の保全・形成等をめぐる国民の要請への対応が必要

農地・農業用水等の資源の長寿命化のための補修等を行う仕組みが必要

農地・農業用水等の資源や環境の保全に向けた取組の推進

農地・水保全管理支払交付金

農地・水・環境保全向上対策を見直し、共同活動支援に特化し、集落に対して直接交付。

日常の管理に加え、集落の手による農地周りの水路・農道等の長寿命化メニュー（補修・更新）を追加し、対策に取り組む集落を追加的に支援。

共同活動支援交付金【非公共】

- 多様な主体が参画し、市町村と協定を締結した活動組織が支援対象
- 活動組織が地域共同で行う農地、水路等の資源の日常の管理と農村環境の向上に資する活動を支援



水路の泥上げ



農道脇への花の植栽

単価：	(都府県)	(北海道)
田	4,400円/10a	3,400円/10a
畑	2,800円/10a	1,200円/10a
草地	400円/10a	200円/10a

支援単価は国と地方の合計

向上活動支援交付金【非公共】～新規～

- 集落を農地・農業用水等の資源の保全管理活動を行う主体として位置付け
- 水路、農道路肩、ため池の補修や、農道舗装の更新等、施設の長寿命化のための活動を支援



水路の補修・更新



砂利舗装を
アスファルト舗装へ


単価：	(都府県)	(北海道)
田	4,400円/10a	3,400円/10a
畑	2,000円/10a	600円/10a
草地	400円/10a	400円/10a


支援単価は国と地方の合計

併せて

農地・農業用水等の資源や環境の保全と長寿命化

取り組むことのできる活動のイメージ

これまで「農地・水・環境保全向上対策」により、下の図の  (黄色の枠) で囲んでいるような、農地・農業用水等の資源の日常的な保全管理のための活動に取り組むことが可能でした。

更に追加的な支援を受け、下の図の  (赤色の枠) で囲んでいるような、地域共同による農地周りの農業用排水路、農道等の長寿命化のための活動に取り組むことができます。



凡例	
	農用地
	開水路
	パイプライン
	農道
	ため池
	共同活動
	向上活動



水路の草刈り 水路の老朽化部分の補修 素掘り水路からコンクリート水路への更新



水路の泥上げ

水路

農地



畦畔・農用地法面の草刈り



遊休農地発生状況等の把握 暗渠排水の補修 給水栓の更新



農道路肩、農道法面の補修 農道をアスファルト舗装へ更新 砂利の補充



農道沿いの草刈り

農道

ため池



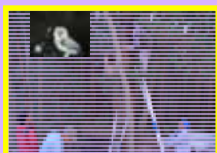
ため池の草刈り



ゲート、バルブ等の補修 漏水箇所の補修 かんがい期前の清掃

農地に係る施設は、国が示す対象活動等に係る指針を基に都道府県が策定する指針に位置付けられている場合、集落内での合意に基づき実施可能となります。

農村環境の向上のための活動



生態系保全活動



水質保全活動
(濁水流出防止)



景観形成活動
(農道脇への花の植栽)



地下水かん養



資源循環

(1) 向上活動支援交付金（施設の長寿命化対策）の対策期間はどのようになりますか？

向上活動支援交付金（施設の長寿命化対策）については、平成23年度から27年度までの5年間の対策とします。

(2) 平成22年度末で現行の農地・水・環境保全向上対策は終了してしまうのですか？

共同活動支援は、平成23年度までを対策期間としており、「農地・水保全管理支払」制度の中でも継続して実施し、その後の取扱いについては平成24年度予算概算要求段階で検討します。

また、現行の営農活動支援は、「環境保全型農業直接支援対策」の中で、平成23年度までは「先進的営農活動支援」として支援を継続することとしています。

(3) 向上活動支援交付金（施設の長寿命化対策）に取り組む場合、集落の構成員には非農家も含まれていることが必要ですか？

集落周りの水路や農道については、生活排水路や生活道路として集落の非農家も活用していることから、その管理を集落が担っているものです。このため、水路、農道等の長寿命化対策の実施主体である集落の構成員には、当該集落に居住する非農家も含めることが必要と考えています。

(4) どのような地域（集落）が支援の対象となりますか？

農地・水保全管理支払交付金における施設の長寿命化対策は、現行の農地・水・環境保全向上対策の共同活動の実施地区又は中山間地域等直接支払制度の集落協定により水路・農道等の適切な管理活動を行う集落での取組を想定しています。

(5) 農地・水保全管理支払において、施設の長寿命化のための活動にのみ取り組むことは可能ですか？

「施設の長寿命化のための活動（向上活動支援交付金）」のみに取り組むことはできません。

農地・水保全管理支払に関するお問い合わせ先

■ 国の機関

問合せ窓口	電話	FAX
関東農政局 整備部 農地整備課	048-740-0146	048-600-0624

■ 地域協議会

問合せ窓口	電話	FAX
山梨農地・水・環境保全協議会	055-235-3653	055-228-8174

■ 県

問合せ窓口	電話	FAX
山梨県 農政部 農村振興課	055-223-1597	055-223-1599
中北農務事務所 地域農政課	0551-23-3078	0551-23-3098
峡東農務事務所 地域農政課	0553-20-2708	0553-20-2709
峡南農務事務所 地域農政課	055-240-4135	055-240-4117
富士・東部農務事務所 地域農政課	0554-45-7830	0554-45-7833